

広島県告示第三百四十三号

次の救急医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成二十八年四月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	所在地	撤回年月日
山崎整形外科内科クリニック	広島市安佐南区毘沙門台一丁目五番二二三号	平成二八年三月三一日